



法務局からのお知らせ

不動産登記令等の改正に伴う添付情報について(平成27年11月2日施行)

平成27年11月2日から、不動産登記の申請をする場合に、申請人が法人であるときは、当該法人の資格証明情報の提供に代え、原則として、会社法人等番号を記載することになります(注1)。

これに伴い、法人の代表者の登記事項証明書の添付は不要になります。

平成27年10月30日
受付分まで
法人の代表者の
登記事項証明書を添付

平成27年11月2日
受付分から
法人の会社法人等番
号を記載(注2)

(注1)不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1項第1号イ

(注2)会社法人等番号は、登記事項証明書で確認できます。

不動産登記令等の一部を改正する政令(平成27年政令第262号)及び不動産登記規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第43号)の施行により、平成27年11月2日から、法人が申請人等である場合の添付情報の取扱いについて、下記のとおり変更となります。

記

1 資格証明情報の取扱いについて

不動産登記等の申請をする場合に、申請人(権利者及び義務者)が法人であるときは、現在、当該法人の「代表者の資格を証する情報」(以下「資格証明情報」という。)を提供していただく必要がありますが、平成27年11月2日以後受付分の申請については、当該法人の資格証明情報の提供に代え、原則として、申請情報に会社法人等番号を記録又は記載していただくことになります。

ただし、代表者の資格を確認することができる「作成後1か月以内の登記事項証明書」を提供していただいた場合には、会社法人等番号の記録又は記載は不要です。

2 住所証明情報の取扱いについて

法人が所有権を取得して不動産の登記名義人となる場合や、不動産登記に登記されている法人の住所を変更する場合の登記を申請するときは、当該法人の住所を証する情報(以下「住所証明情報」という。)を提供していただく必要がありますが、平成27年11月2日以後受付分の申請については、申請情報に会社法人等番号を記録又は記載することにより、住所証明情報の提供を省略することができます^(※)。

(※)法人の住所の変更の登記を申請する場合について、住所証明情報の提供を省略することができるのは、現在の会社法人等番号で登記記録を確認可能なものに限られます。平成24年5月20日(外国会社にあっては平成27年3月1日)以前の法人の登記においては、組織変更や他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記等をする場合には、会社法人等番号が変更されていました。この変更前の会社法人等番号が記録された登記記録に住所の移転の事項が記録されているときは、現在の会社法人等番号の提供に加えて、住所の移転の事項を確認することができる閉鎖登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本を提供していただく必要があります。